

「ベビーファースト運動」を市役所から実践！ 市職員の「育児休業」取得を応援しています



令和4年10月11日
郡山市総務部

人事課

課長 宗方 成利

ターゲット 5.4 TEL：924-2041

SDGs ターゲット 5.4 「世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。」

郡山市が今年7月から参画している「ベビーファースト運動」の一環として、市職員の育児休業取得を応援するためのポスターを作成しました。

庁内通知や職場内でのポスター掲示により全職員に周知し、「ベビーファースト運動」を推進する市役所から、子育てしやすい職場環境づくりを目指します。

1 内容

- (1) 育児休業中の休業補償や保険料免除制度等の紹介
→育児休業取得時のお金の不安を解消
- (2) 市職員向け子育てハンドブック「パパママ応援手帳」の周知
→今年10月1日施行の育児休業等の新制度を反映した改訂版を作成し、制度活用を促す
- (3) 先輩パパ職員の体験談を掲載
→同僚職員の事例を紹介し、男性の育児休業を身近に感じてもらう



2 市職員の育児休業取得状況（2021年度）

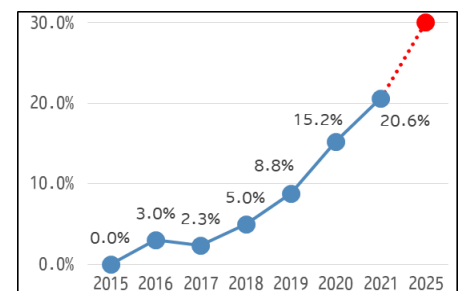
女性職員：100%、男性職員：20.6%



※郡山市特定事業主行動計画

(<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/3/5746.html>)

【2025年度の達成目標：男性職員の取得率 30%以上】



男性職員の育児休業取得率の推移



<ベビーファースト運動>

郡山市は、子育て世代が子どもを“産み育てたくなる”社会を実現するための運動（ベビーファースト運動）に、今年7月25日から参画しています。市民、事業者、行政が一体となり、地域ぐるみで子育てしやすいまちづくりを目指します。



全職員の 「育休」を応援します！



職員厚生課 大藤さん

先輩パパの声

「職場の皆様のご理解、ご協力をいただき、1か月間の育児休業を取得しました。」

第1子ということもあり、育児に対する不安もありましたが、育休中に一通りのお世話はこなせるようになりました。

産後、休む暇なく育児に励む妻に改めて感謝するきっかけにもなり、家族にとってもかけがえのない時間となりました。」

必見！

パパママ応援手帳

「仕事」と「子育て」の両立に役立つ
休暇制度や給付・手当の概要、
各種手続きの方法について
詳しく紹介しています。
ぜひご活用ください！

育休中の収入は？

育休中は給与が無給となりますが、
育児休業手当金（※）が支給され、
共済組合の掛金（保険料）が免除されます。

1回の休業が1か月以内なら、
期末・勤勉手当の減額対象にはなりません。
（1か月を超える育休取得も可能です！）

※育休の取得日数に応じて支給割合が異なります。
180日まで：給与の約7割、180日以降：5割



先輩パパの体験談
（厚労省HP）



パパママ応援手帳
（郡山市HP）



2022年10月～条例改正
育休がさらに
取得しやすくなりました！

2022.10 総務部人事課